

集会施設設置等事業補助金交付要綱（昭和54年4月1日実施）

最終改正:令和6年4月1日実施

改正内容:令和6年4月1日実施〔令和6年4月1日〕

○集会施設設置等事業補助金交付要綱

昭和54年4月1日実施

改正

昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年10月1日
昭和59年4月1日
昭和63年4月1日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成6年3月1日
平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成8年4月1日
平成11年4月1日
平成19年8月20日
平成20年11月1日
平成26年12月9日
平成29年4月1日
令和2年4月1日
令和5年4月1日実施
令和6年4月1日実施

集会施設設置等事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、別に定めがあるもののほか、自治会がその区域内住民の集会の用に供するために設置する施設（以下「集会施設」という。）または自治会の掲示板に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって住民負担の軽減と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 補助の対象

（1）この補助の対象は、次のとおりとする。

- ア 集会施設の用地（既設の集会施設にかかる用地で、相続または遺贈（死因贈与を含む。）に伴うものを含む。以下同じ。）の買収および既設の用地の損壊の修復ならびに集会施設の新築、増築、改築、補修もしくは改良または買収を行うもの
- イ 昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された集会施設の耐震診断を、一般社団法人東京都建築士事務所協会西多摩支部の会員であるものを診断者として行うもの
- ウ 前記イに規定する耐震診断を受け、実施する耐震改修工事を行うもの
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条にもとづく開発行為の許可および法第33条にもとづく開発許可の基準により、市街化調整区域内に集会施設の新築、増築または改築に伴う開発許可申請および地盤改良、擁壁設置等（以下「開発許可申請等」という。）を行うもの
- オ 自治会の掲示板の新設、修繕等を行うもの

（2）前号の規定にかかわらず、すでにこの要綱による補助金の交付を受けた集会施設または集会施設用地のうち次に掲げるものは、補助の対象としない。

- ア 第4項第1号に規定する経費について、補助金の交付を受けた集会施設用地
- イ 第4項第3号に規定する経費について、補助金の交付を受けた集会施設で、次に掲げる建物の区分に応じて、次に定める耐用年数を経過していないもの
 - （ア）簡易建物 10年
 - （イ）木造の建物 24年
 - （ウ）鉄筋コンクリート造、鉄骨造またはコンクリートブロック造の建物 45年

3 補助の交付要件

この補助の要件は、次のとおりとする。

- （1）関係法令により施設最低基準に適合するものであること。
- （2）集会施設の設置に要する経費について、財源措置が確実なものであること。
- （3）集会施設の設置計画および方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るものであること。
- （4）同一年度において同一施設に市から補助を受けていないものであること。

4 補助の対象経費

補助金は、集会施設の設置等に必要な次の各号に掲げる経費を対象として補助するものとする。

- (1) 集会施設用地の買収に要する経費
- (2) 既設の集会施設用地の損壊の修復に要する経費(10万円以上の工事費に限る。)
- (3) 建物の新築、増築もしくは改築に要する工事費または既存建物の買収に要する経費
- (4) 建物の補修および付帯設備(電気、水道、ガス、下水、し尿処理、空調施設、畳等)の新設または改良に要する工事費(10万円以上の工事費に限る。)
- (5) 建物の耐震診断に要する経費
- (6) 建物の耐震改修工事に要する経費(設計費を含む。)
- (7) 開発許可申請等に要する経費
- (8) 掲示板の新設、修繕等に要する経費

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表第1に定める額を限度として、次の各号に定めるところによる。

- (1) 集会施設用地の買収
別表第2に定める算定基準により算定した額を基準額として、その2分の1以内の額
- (2) 既設の集会施設用地の損壊の修復
修復に要する経費の2分の1以内の額
- (3) 建物の新築、増築もしくは改築または既存建物の買収
別表第3に定める算定基準により算定した額を基準額として、その2分の1以内の額
- (4) 建物の補修および付帯設備の新設または改良
工事に要する経費の2分の1以内の額。ただし、既設のくみ取便所の水洗便所への改造およびこれに伴うその他の排水設備の改造工事については、当該工事に要する経費の3分の2以内の額
- (5) 建物の耐震診断に要する経費の10分の7以内の額
- (6) 建物の耐震改修工事に要する経費の10分の7以内の額
- (7) 開発許可申請等に要する経費の2分の1以内の額
- (8) 掲示板の新設、修繕等に要する経費の全額

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を青梅市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。なお、掲示板については、各支会等から交付申請するものとする。

7 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付額等を決定するものとする。なお、掲示板については、各支会等に交付決定するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により補助金の交付額等を決定したときは、申請者に通知するものとする。

8 補助金の交付

- (1) 補助金は、次の各号に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ次に定めるところにより交付するものとする。
 - ア 集会施設用地または既存建物を買収する場合 買収にかかる契約を締結したとき補助額の2分の1、所有権の移転が完了したときその残額
 - イ 既設の集会施設用地の損壊を修復する場合 工事が完了したとき全額
 - ウ 建物を新築または改築する場合 建物の主要構造部分(屋根および外壁下地)の工事が完了したとき補助額の2分の1、建物が完了したときその残額
 - エ 建物を一部改築、増築もしくは補修する場合または付帯設備を新設もしくは改良する場合 工事が完了したとき全額
 - オ 建物の耐震診断を行う場合 耐震診断が完了したとき全額
 - カ 建物の耐震改修工事を行う場合 耐震改修工事が完了したとき全額
 - キ 開発許可申請等を行う場合 建物および地盤改良ならびに擁壁設置等の工事が完了したとき全額
 - ク 掲示板の新設、修繕等を行う場合 工事が完了したとき全額
- (2) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、前号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の概算払を受けることができる。
- (3) 補助金の概算払を受けようとする補助決定者は、補助金の交付決定後に請求書を市長に提出しなければならない。
- (4) 補助金の概算払を受けた補助決定者は、第10項に規定する補助金の額の確定通知書の受領後に補助金の精算を行い、補助金精算報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

9 工事の着手および完了の届出等

- (1) 集会施設用地または既存建物の買収にかかる補助決定者は、買収の契約を締結したときは当該契約書の写しを、所有権の移転が完了したときは登記事項証明書(既存建物の買収で登記を行わないものについては、所有権の移転したことを証する書類)を速やかに市長に提出しなければならない。
- (2) 既設の集会施設用地の損壊の修復にかかる補助決定者は、当該工事が完了したときは速やかに工事しゅん工届(様式第3号)を提出して、その確認を受けなければならない。
- (3) 建物の新築または改築にかかる補助決定者は、当該建物の工事に着手したときは工事着手届(様式第4号)を、その主要構造部分の工事が完了したときは主要構造部分工事完了届(様式第5号)を、工事の全てが完了したときは、工事しゅん工届を速やかに市長に提出して、その確認を受けなければならない。
- (4) 建物の一部改築、増築もしくは補修または付帯設備の新設もしくは改良にかかる補助決定者は、当該建物の工事等が完了したときは、速やかに工事しゅん工届を市長に提出して、その確認を受けなければならない。

- (5) 建物の耐震診断にかかる補助決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかに耐震診断完了届(様式第6号)に耐震診断結果の分かる書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。
 - (6) 建物の耐震改修工事にかかる補助決定者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに工事しゅん工届を市長に提出して、その確認を受けなければならない。
 - (7) 掲示板の新設、修繕等にかかる補助決定者は、掲示板の工事が完了したときは、速やかに工事しゅん工届を市長に提出して、その確認を受けなければならない。
 - (8) 補助決定者は、補助事業が完了したとき、または補助金等の交付の決定にかかる会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、青梅市補助金充当調書(様式第8号)を添付して提出しなければならない。
 - (9) 第2号から第7号までの規定にかかわらず、市長が認めるときは、工事しゅん工届の提出を省略することができる。
- 10 補助金の額の確定
- 市長は、前項第8号の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が認められるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第9号)を補助決定者に通知するものとする。
- 11 補助金の返還
- 市長は、前項の規定により補助決定者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還依頼書(様式第10号)を補助決定者に通知し、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 12 その他必要事項
- この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによるほか、市長が別に定める。
- 13 実施期日等
- (1) この要綱は、昭和54年4月1日から実施し、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
 - (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。
- 14 経過措置
- (1) この要綱の一部改正は、昭和55年4月1日から適用する。
 - (2) この要綱の一部改正は、昭和56年4月1日から適用する。
 - (3) この要綱の一部改正は、昭和57年10月1日から適用する。
 - (4) この要綱の一部改正は、昭和59年4月1日から適用する。
 - (5) この要綱の一部改正は、昭和63年4月1日から適用する。
 - (6) この要綱の一部改正は、平成2年4月1日から適用する。
 - (7) この要綱の一部改正は、平成3年4月1日から適用する。
 - (8) この要綱の一部改正は、平成4年4月1日から適用する。
 - (9) この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から適用する。
 - (10) この要綱の一部改正は、平成6年3月1日から適用する。
 - (11) この要綱の一部改正は、平成6年4月1日から適用する。
 - (12) この要綱の一部改正は、平成7年4月1日から適用する。
 - (13) この要綱の一部改正は、平成8年4月1日から適用する。
 - (14) この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から適用する。ただし、平成10年度中に補助金交付申請が受理されたものについては、なお従前の例による。
 - (15) この要綱の一部改正は、平成19年8月20日から適用する。
 - (16) この要綱の一部改正は、平成20年11月1日から適用する。
 - (17) この要綱の一部改正は、平成26年12月9日から実施する。
 - (18) この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。
 - (19) この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。
 - (20) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。
 - (21) この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から実施し、同日以後に交付申請のあった補助金について適用する。

別表第1(第5項関係)

第5項に定める補助金の交付限度額

補助区分	加入世帯数区分	限度額
集会施設用地の買収に要する経費 (第5項第1号)	100世帯以下	1,000万円
	101世帯から300世帯まで	1,500万円
	301世帯以上	2,000万円
既設の集会施設用地の損壊の修復に 要する経費(第5項第2号)	100世帯以下	500万円
	101世帯から300世帯まで	750万円
	301世帯以上	1,000万円
建物の新築、増築もしくは改築に要す る工事費または既存建物の買収に要 する経費(第5項第3号)	100世帯以下	1,000万円
	101世帯から300世帯まで	2,000万円
	301世帯以上	3,000万円
建物の補修および付帯設備の新設ま たは改良に要する工事費(第5項第4 号)	—	375万円
建物の耐震診断に要する経費(第5項 第5号)	—	木造 35万円 非木造 140万円
耐震改修工事に要する経費(第5項第 6号)	—	木造 420万円 非木造 700万円
開発許可申請等に要する経費(第5項 第7号)	—	300万円
掲示板の新設、修繕等に要する経費 (第5項第8号)	—	1基につき新設・交換20万円、 画板修繕3万円

(注)加入世帯数は、毎年度4月1日現在の数とする(以下別表第2、別表第3も同じ。)

別表第2(第5項関係)

用地買収に対する補助金算定基準

基準面積	加入世帯数×1.6平方メートル+70平方メートル (実面積が基準面積に満たない場合は実面積とする。)
算定方法	実単価×基準面積

別表第3(第5項関係)

建物に対する補助金算定基準

区分	構造	基準単価	基準面積
新 築・ 増 築・ 改 築・ 買収	鉄筋コンクリート造 コンクリートブロック造 鉄骨造 木造	1平方メートル当たり 189,500円 (単価が基準単価に満た ないときは実単価とす る。)	1 集会室 加入世帯数×0.8平方メートル 2 付属施設 35平方メートルを限度として実面積 (増築または改築等の場合は、1およ び2により算定した面積から既設の面 積を差し引いて得た面積とし、既存建 物の買収については市長が特別の理 由があると認めた場合は1および2に よらないことができる。)
算定方法		基準単価×基準面積(集会室+付属施設)	

(注) 付属施設とは、玄関、湯沸かし室、便所、押し入れ等をいう。

